

債権者各位

合併公告

下記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和8年4月1日であり、両社の株主総会の承認決議は令和8年2月12日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 株式会社シュテルン世田谷：<https://www.stern-setagaya.co.jp/koukoku>

(乙) 株式会社シュテルン西多摩：<https://stern-nishitama.com/koukoku/>

令和8年2月20日

甲

東京都町田市鶴間七丁目2番1号
株式会社シュテルン世田谷
代表取締役 板東 徹行

乙

東京都福生市志茂215番地
株式会社シュテルン西多摩
代表取締役 板東 徹行